

ID: 1114

担当部署: 子ども若者部 子ども家庭課

処分の概要	自立支援医療費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第58条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第58条第1項の規定による。 (自立支援医療費の支給) 第58条 市町村等は、支給認定に係る障害者等が、支給認定の有効期間内において、第54条第2項の規定により定められた指定自立支援医療機関から当該指定に係る自立支援医療(以下「指定自立支援医療」という。)を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給認定障害者等に対し、当該指定自立支援医療に要した費用について、自立支援医療費を支給する。			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日